

平成16年度 特許セミナー

知的財産の基礎知識

(特許権の活用)

1. 特許権の性質

● 所有権説...精神的苦勞の結果生み出した発明に対して所有権を認める。

◎ 無体財産権説...所有権ではなく、新しい権利としての無体財産権である。

理由： 時間的に有限

一国一特許主義

外形上の所在地がない

無体物で占有不可

参考：物権...特定な物を直接支配して、利益を享受する排他的な権利

(ex.所有権、占有権、抵当権、質権、etc.)

債権...特定人が特定人に対して、一定の財産上の行為を請求す

ることを内容とする権利(ex.損害賠償請求権、不当利得返還請求権、貸金返還請求権、etc.)

2. 特許権の効力

原則：特許権者は、業として特許発明を実施をする権利を専有する
(特68条)

1) 制限的例外

特69条、72条、92条

2) 拡張的例外(付加的効力)

間接侵害の禁止(特101条)

3. 特許権侵害

(1) 侵害の特殊性

(2) 民事上の救済方法

- 差止請求権
- 損害賠償請求権
- 不当利得返還請求権

4. 職務発明について

1) 民法上の雇用の原則:「雇傭ハ当事者ノ一方カ相手方ニ対して労務ニ服スルコトヲ約シ相手方カ之ニ報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効カヲ生ス」(民623条)

2) 職務発明とは(特35条)

(A) 使用者等の業務範囲に属する発明

(B) 発明をするに至った行為が従業者等の職務に属する発明

3) 使用者の受ける権利と従業者の受ける権利の調整

4) 最近の課題

(A) 中村修二 vs 日亜化学工業

2004.1.30 東京地裁 200億円の支払い命令

(B) 米澤成二 vs 日立製作所

2004.1.29 東京高裁 1億6,000万円の支払い命令

(C) 成瀬昌芳 vs 味の素

2004.2.24 東京地裁 1億8,935万円の支払い命令

5. 特許権の活用

(1) 実施権の設定

- 通常実施権 (独占的通常実施権)
- 専用実施権

(2) 特許権の譲渡・移転

(3) 特許を受ける権利の譲渡・移転

(4) 譲渡・移転での注意点